

C.セカンドオピニオン外来の場合

通常、保険適用での検査が可能かどうかの判断は、現在、がんの治療を受けている（または通院している）医療機関の主治医に判断していただきます。しかしながら、保険適用での検査が可能かどうかの判断が難しい場合、当院のセカンドオピニオン外来で相談することができます。セカンドオピニオン外来では、該当する診療科のがんゲノム医療担当医が保険適用で検査が可能かどうかの判定をいたします。保険適用で検査が可能と判定されれば「b がんゲノム医療外来（保険）」で検査を受けることができます。

また、保険適用で検査が受けられないと判定された場合でも、自費での検査を希望される場合には、「d 自費検査外来」で対応いたします。

●患者さんへのご案内

<検査の申込み、相談日について>

現在、がんの治療を受けている（または通院している）医療機関の主治医に相談して、セカンドオピニオン外来（がんゲノム医療の保険適用の判定依頼）の予約を広島大学病院患者支援センターに申し込んでください。申込後、2～3日以内に相談日の日程調整をします。

<相談日までに準備する書類>

相談から検査までの流れについては、主治医から受け取った「③-c セカンドオピニオン外来セット」の「③-1-c がんゲノム医療（セカンドオピニオン外来）のご案内」をご参照ください。相談日までに必ず「③-2 がんゲノム医療外来 問診票」と「③-3 ご家族の病歴記入用紙」に記入して、相談日に持参してください。

<ご持参いただくもの>

- ・診察券・保険証・限度額適用認定証など（保険適用で検査が可能となった場合に必要）
- ・③-2 がんゲノム医療外来 問診票、
- ・③-3 ご家族の病歴記入用紙（記入例あり）
- ・相談者が本人でない場合：「セカンドオピニオン同意書」と続柄を確認できる書類を持参してください

<相談日の流れ>

1)該当する診療科

- ・該当する診療科のがんゲノム医療担当医が保険適用での検査の可否を判定いたします。
- ・保険適用で検査が可能と判定された場合、保険適用で検査を受けることができます。
- ・保険適用で検査が受けられないと判定された場合でも、自費での検査を希望される場合、遺伝子診療科で d.自費検査外来のご案内をいたします。

2) 遺伝子診療科 (1階 103 外来)

保険で検査が可能と判定された場合、がんゲノム医療外来（保険）にて所定の手続きを進めます。具体的な流れについては、b. がんゲノム医療外来（保険）をご参照ください。該当する診療科で検査の説明と同意の取得が得られた後、遺伝子診療科で二次的所見（遺伝性腫瘍）についての説明と同意の取得を行い、検査を開始します。

自費検査外来の場合、遺伝子診療科で自費で可能な検査の説明を行います（別途説明料が必要です）。自費検査の場合、検査の種類によって検査料が異なります。→

d. 自費検査外来の項をご参照ください。

セカンドオピニオン外来の流れ

③-1-c

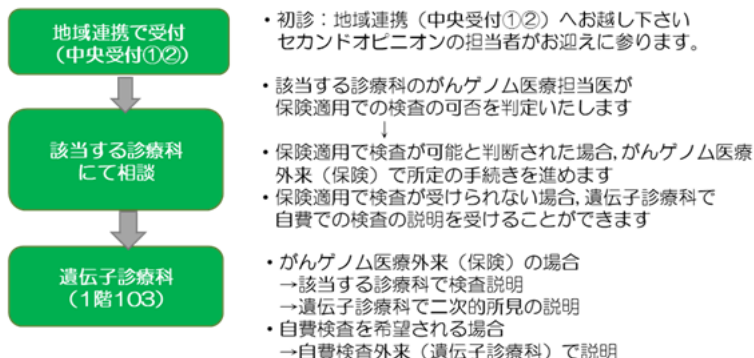
がんゲノム医療(セカンドオピニオン外来)のご案内 対象：保険で検査が可能かどうか相談を希望される患者さん

保険適用での検査の可否についてセカンドオピニオン外来で相談をお受けします
・保険適用と判断された場合は、がんゲノム医療外来（保険）で検査となります
・保険適用で検査が受けられない場合でも、自費検査外来で検査可能です

➤ 相談日にご持参いただくもの

- 診察券・保険証・限度額適用認定証
 - ③-2 がんゲノム医療外来 問診票*
 - ③-3 ご家族の病歴記入用紙（記入例あり）*
 - 相談者が本人でない場合：「セカンドオピニオン同意書」と続柄を確認できる書類
- *相談日までに記入いただき、当日ご持参ください

➤ 相談の流れ



<検査の流れと費用について>

● 保険適用での検査が不可と判断された場合

セカンドオピニオン料金（16,500 円）

● 自費での検査を希望される場合

セカンドオピニオン後、自費検査外来の受診が可能です。（セカンドオピニオン料金（16,500 円）とあわせて、自費検査説明料、外注の検査料および解析料がかかります）詳細については、③-1-d. 自費検査外来の項をご参照ください。

● 保険適用での検査が可能と判断された場合

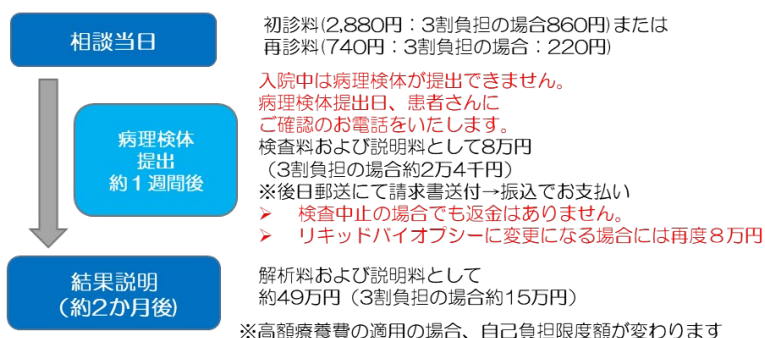
詳細につきましては、b. がんゲノム医療外来（保険）の項をご参照ください。通常、1～2 週間以内に病理検体が検査会社に提出され、検査が開始となります。がん

ゲノム医療外来（保険）での検査の場合、医療機関に入院中は、病理検体の提出ができません。病理検体提出日には、入院中でないことの確認と、1回目の検査料金が発生することについて、遺伝子診療科よりお電話で確認させていただきます。

セカンドオピニオン外来の費用

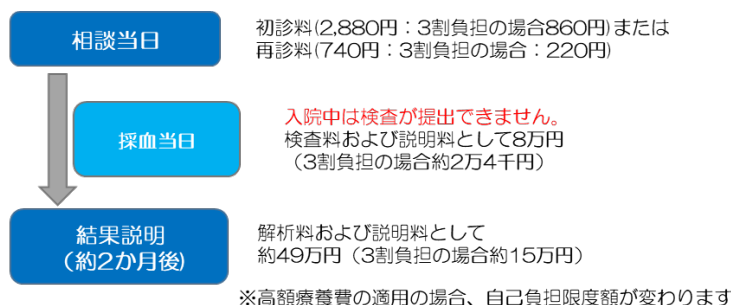
➤ 費用について（腫瘍検体提出の場合）

- 保険適用で検査が不可と判断された場合→セカンドオピニオン料（16,500円）
- 自費での検査を希望される場合、セカンドオピニオン料（16,500円）を支払い後、自費検査外来の受診が可能です（別途、自費検査説明料、外注検査料がかかります）
- 保険適用で検査が可能と判断された場合、がんゲノム医療外来（保険）で検査を受けることができます（検査には以下の費用がかかります）



➤ 費用について（リキッドバイオプシーの場合）

- 保険適用で検査が不可と判断された場合→セカンドオピニオン料（16,500円）
- 自費での検査を希望される場合、セカンドオピニオン料（16,500円）を支払い後、自費検査外来の受診が可能です（別途、自費検査説明料、外注検査料がかかります）
- 保険適用で検査が可能と判断された場合、がんゲノム医療外来（保険）で検査を受けることができます（検査には以下の費用がかかります）



●主治医の先生方へのご案内

「②-c がんゲノム医療（セカンドオピニオン外来）主治医申込みマニュアル」をご参照ください

C-1) 保険適用かどうかの確認

<保険適用かどうかの確認>

「①保険適用チェックリスト」（②-c 主治医申込みマニュアルセットの2ページ目）で保険適用での検査が可能かどうかをご確認ください。「保険適用」での条件を満たす場合、b. がんゲノム医療外来（保険）の項をご参照ください。

<保険適用かどうか判定困難な場合>

「①保険適用チェックリスト」で保険適用の判定が困難な場合、または検査の説明や判定を広島大学病院に依頼する場合、「c. セカンドオピニオン外来」にご紹介ください。ご不明な点がありましたら、以下の連絡先に問い合わせください。

【連絡先】

広島大学病院遺伝子診療科 がんゲノム医療外来

TEL：082-257-5965

FAX：082-257-1762

e-mail: hucgc2019@hiroshima-u.ac.jp

C-2) セカンドオピニオン外来での相談申込み手続き

<セカンドオピニオンの予約申込み>

患者さんと相談の上、以下の書類を作成の上、患者支援センター(082-257-1720 に FAX していただくと、予約申込の受付が完了です。患者支援センターが患者さんと日程調整して相談日を連絡します。

<準備していただく書類のリスト>

- ・① がんゲノム医療外来 保険適用チェックリスト
- ・セカンドオピニオン申込書：患者さんに記入を依頼してください。紹介目的に“がんゲノム医療外来（保険適用の判定依頼）”と記載してください。
- ・診療情報提供書 2 通（該当する診療科宛 + 遺伝子診療科宛の 2 通、同じ内容で可）
- ・④C-CAT：1 章、2 章注 1 に手書きまたは入力後に印刷してください。

<注意事項>

- ・必要な書式は広大病院 HP 「セカンドオピニオン」からダウンロードしてください。
- ・「セカンドオピニオン申込書」の紹介目的に“がんゲノム医療外来（保険適用の判定依頼）”と記載してください。
- ・診療情報提供書は各医療機関の書式を使ってください。
- ・該当する診療科が不明の場合には、遺伝子診療科にお問い合わせください。
- ・C-CAT：1 章、2 章：検査開始のオーダー登録に「臨床情報」が必要です。
「④C-CAT：1 章、2 章 印刷用（紹介元主治医記入用）」を印刷後に記入して FAX でお送りください。

C-3) 相談日に患者さんが持参する資料の依頼

相談日の予約がとれましたら、「③-c セカンドオピニオン外来予約セット」（③-1-c：がんゲノム医療（セカンドオピニオン外来）のご案内、③-2：問診票、③-3：ご家族の病歴記入用紙）を広島大学 HP よりダウンロード後、印刷して患者

さんにお渡しください。③-2と③-3を相談日までに記入していただき、相談日に持参していただくようお願いください。

C-4) 相談日までに送付していただく資料

相談日までに患者さんに関する臨床情報（血液検査、画像診断などの臨床情報）と病理検体を「⑤臨床情報、病理検体の送付についてのごお願い」を参考にc-2でご準備していただいた書類と一緒に患者支援センターセカンドオピニオン担当者へ送付してください。

セカンドオピニオン外来での相談の結果、保険適用での検査が可能と判断された場合、b. がんゲノム医療外来（保険）で所定の手続きを行った後、数日以内に病理検体の提出をいたします。（検体提出の日に8,000点が算定となるのですが、入院中はDPCの都合で提出できませんので、患者さんにお電話で確認させていただきます。病理検体提出後、患者さん宛に請求書を送付いたします。）

セカンドオピニオン外来での相談の結果、保険適用での検査が不可と判断された場合でも、自費で検査を受けることができます。遺伝子診療科にて、d.自費検査についての情報提供をいたします。（d.自費検査外来の項を参照）

C-5) 検査開始から1週間以内に必要な資料について

保険適用の検査の場合でも、自費検査の場合でも、主治医のメールアドレスに遺伝子診療科からエキスパートパネルでの症例プレゼンテーション用のPowerpointの雛形ファイルを送ります。⑥「エキパネ用スライド作成の手引き」を参考にPowerpointを作成してください。